

～商店街のほか各業界団体や実行委員会が実施する賑わいの創出に資する取組みを支援します～

長崎市商店街等にぎわい復活支援事業費補助金

商店街のほか各業界団体や実行委員会が、イベントや顧客獲得を目的とするプレミアム商品券の発行などの事業を行うための経費や、国の「GoTo 商店街事業」採択を受け実施する事業の自己負担分に要する経費を補助します。

集客を伴うイベント等の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染状況を考慮し、時期及び内容について十分な検討をお願いします。

補助対象者	1 のいずれかに該当する者であり、かつ、2 の条件を満たすもの。 1 補助対象事業者 (1)商工会、(2)商工会議所、(3)商店街振興組合、(4)事業協同組合、 (5)商店街、(6)小売市場、(7)商店街連合組織、 (8)10 者以上の事業者等で組織された団体または実行委員会 ((1)から(7)のエリアとの併用は可能とする。) 2 次のいずれにも該当していないこと。 (1)平成 30 年度以前の市税を滞納している団体等 (2)長崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者
補助対象事業	1 プレミアム商品券発行 2 スタンプラリー 3 食べ・飲み歩きイベント 4 復活祭 など
補助対象経費	広告宣伝費、消耗品費、会場借料、チラシ等作成費、通信運搬費、 自動車借料、機械器具借料、業務委託費、会場整備費、 商品券等のプレミアム分の経費、GoTo 商店街事業の採択を受け実施する事業の自己負担分に要する経費
補助率	補助率 10 分の 9 補助限度額 200 万円（千円未満切捨て）
申請期間	令和 3 年 9 月 30 日まで ※受付順で補助金の交付審査を行い、予算が無くなり次第、募集を終了します。 ※事業着手（正式発注や契約）前に交付申請を行っていただく必要があります。
申請時提出書類	1 補助金交付申請書 2 事業概要書 3 実施体制・会員名簿 4 補助事業者（事業者団体等）の位置図及び店舗配置図 5 宣誓書兼同意書 6 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類 7 前年度決算書
お問い合わせ	長崎市商工部商工振興課 商業流通係 〒850-8685 長崎市桜町 4-1 商工会館 4 階 TEL 095-829-1150 FAX 095-829-1151